

**川西薩地区任意合併協議会  
第2回会議 会議録**

平成14年11月8日

川西薩地区任意合併協議会

## 川西薩地区任意合併協議会第2回会議会議録

開催年月日 平成14年11月8日(金)  
開催場所 シーサイドガーデンさのさ(串木野市)  
開 会 午後1時30分  
閉 会 午後2時32分  
出席者

### 川西薩地区任意合併協議会委員出席者

会 長	森 卓 朗		
副会長	富 永 茂 穂	黒 瀬 一 郎	
委 員	岩 切 秀 雄	今別府 哲 矢	福 田 清 宏
	上醉尾 巧	下迫田 良 信	野久尾 正 徳
	宮 脇 秀 隆	帯 田 博 美	福 元 忠 一
	山 本 佐 敏	石 塚 政 揮	上 野 一 誠
	森 園 正 堂	寺 師 勉	北 迫 茂
	今 村 松 男	瀬 尾 和 敬	平 田 陽 一
	肥 後 耕 作	塩 田 至	岸 悞
	鷺 山 和 平	平 嶺 道 夫	藏 元 欽一郎
	村 尾 幸 生	長 濱 秀 徳	大 良 影 夫
	小 倉 義 富	江 口 是 彦	春 田 正 親
	町 弘 道	尾 崎 嗣 徳	塩 釜 三 郎
	中 野 捷	橋 野 利 邦	

以上38名

顧 問 馬 場 英 俊

### 川西薩地区任意合併協議会委員欠席者

副会長 原 口 博 文  
委 員 渡 辺 一 徹

以上2名

## 会次第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 新委員委嘱状の交付
- 4 議 事
  - 議案第 3号 任意合併協議会における申し合わせ事項について
  - 議案第 4号 合併の方式について
  - 議案第 5号 合併の期日について
  - 議案第 6号 新市の名称の決定方法について
  - 議案第 7号 新市の事務所の位置について
- 5 提案事項
  - 提案第 6号 (仮称)川西薩地区法定合併協議会規約(案)について
  - 提案第 7号 (仮称)川西薩地区法定合併協議会平成 14 年度事業計画(案)について
  - 提案第 8号 (仮称)川西薩地区法定合併協議会平成 14 年度歳入歳出予算(案)について
  - 提案第 9号 事務事業一元化調整方針(案)について
  - 提案第 10号 新まちづくり計画の策定方針(案)について
- 6 報告事項
  - ( 1 ) 合併重点支援地域の指定について
  - ( 2 ) 事務の進捗状況について
  - ( 3 ) 川西薩地区任意合併協議会市町村長調整会規程について
  - ( 4 ) 川西薩地区任意合併協議会幹事会規程について
  - ( 5 ) 川西薩地区任意合併協議会専門部会規程について
  - ( 6 ) 川西薩地区任意合併協議会分科会規程について
  - ( 7 ) 川西薩地区任意合併協議会事務局規程について
  - ( 8 ) 川西薩地区任意合併協議会委員等の報酬及び費用弁償等に関する規程について
  - ( 9 ) 川西薩地区任意合併協議会財務規程について
  - ( 10 ) 川西薩地区任意合併協議会会議録等閲覧に関する要綱について
- 7 その他
  - 次回協議会の開催について
- 8 閉 会

司会者（南竹一敏事務局次長）

間もなく会議を始めさせていただきたいと存じますが、その前に資料の確認をしていただきたいと存じます。本日の会の資料は、資料1、資料2を準備してございますので、確認方をよろしく願いいたします。

なお、本日出席の委員の甑4村の村長さん方が、地方自治振興促進懇談会で、知事との懇談会が16時に鹿児島島の東急ホテルで開催されるということで、14時に退席されることとなっておりますので、ご了承方をよろしく願いいたします。

それでは、ただいまから川西薩地区任意合併協議会第2回会議を開会させていただきます。開会に先立ちまして、川西薩地区任意合併協議会会長であります、森卓朗会長にご挨拶をお願いいたします。

森卓朗会長

皆さん、こんにちは。秋も深まりゆく中で、何かと皆様方もご多用のことと存じます。今日は川西薩地区任意合併協議会の第2回目の会議を開催をいたしましたところ、委員の皆様方には万障お繰り合わせご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今日は特に串木野市長さんのご高配によりまして、串木野のこの素晴らしい会場をご提供いただきまして、大変お世話になります。心から御礼を申し上げる次第でございます。

ところで、10月7日に川西薩地区任意合併協議会を発足させましてから、約1ヶ月が経過したところでございます。この間、事務方のスタッフの大変なご努力によりまして、事務事業の一元化の作業や、新市まちづくりプロジェクトチームなどの設置、事務的なことにつきましては、順調に作業が進められているところでございます。

本日は、第2回目の協議会ということでございまして、先般、ご相談を申し上げました、基本4項目の申し合わせの審議や、法定協議会の規約案などを協議してもらいたいと考えているところでございます。委員の皆様方の忌憚のないご意見をお聞かせいただきまして、本日の会議が実り多い会議になりますように、心から念ずる次第でございます。

ところで、新聞報道等でご案内のとおりでございますが、本協議会が去る10月18日に、県の合併重点支援地域に指定されたところでございます。これに伴いまして、10月30日には、薩摩地域合併支援本部が川内総務事務所の中に設置されたところでございます。これに基づきまして、広域の合併に向かって、県あるいはこの構成市町村、心を一つにして、目的に向かって事務事業が展開をされていくことになるわけでございます。どうかひとつ、県の皆様方におかれましても、温かいご指導、ご支援を賜りますように、お願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、田代前東郷町長さんの後任に、先般の選挙で見事ご当選されました、新しい東郷の町長の森蘭正堂町長さんにも本日から委員としてのご委嘱を申し上げて、ご活躍を賜ることになります。どうかひとつ、よろしく願いを申し上げます次第

でございます。

では、時間も非常でないようでございますので、早速会議に入らせていただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げまして、簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。よろしく本日はお願ひします。

司会者（南竹一敏事務局次長）

それでは、ここで先ほど会長のほうからもご紹介がございましたが、去る 10 月 28 日、東郷町長に就任され、川西薩地区任意合併協議会の新委員となられました、森園正堂東郷町長に、会長から委嘱状が授与されます。

森卓朗会長

委嘱状、森園正堂殿、東郷町長、川西薩地区任意合併協議会委員を委嘱します。委嘱期間は平成 14 年 11 月 8 日から、川西薩地区任意合併協議会解散の日までとします。平成 14 年 11 月 8 日、川西薩地区任意合併協議会会長、森卓朗。よろしくお願ひ申し上げます。

司会者（南竹一敏事務局次長）

それでは、ここで新しい委員となられました、森園正堂東郷町町長に新任の挨拶をお願いいたします。

森園正堂東郷町町長

皆様、こんにちは。先ほど紹介に賜りました、東郷町の町長として、先月 28 日に就任いたしました者でございます。今、また委嘱状をこうして、川西薩地区の任意合併協議会の委員としていただきましたが、皆様方の仲間入りということで、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

司会者（南竹一敏事務局次長）

それでは、ただいまから川西薩地区任意合併協議会第 2 回会議の議事に入らせていただきますが、協議会規約第 6 条の規定により、会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと規定されております。本日の出席者は、委員 40 名中 38 名の出席で、半数を超えておりますので、この会議の成立を宣言させていただきます。

では、協議会規約第 6 条の規定により、会長は会議の議長を務めることとなっておりますので、森会長に議長をよろしくお願ひいたします。

森卓朗会長

では、しばらく議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進行させていただきます。

ます。

まず傍聴者の皆様へお願いでございますが、今、お手元にあります傍聴の心得をよくお読みになり、静かに傍聴していただきますように、お願いを申し上げます。

ただいまから協議に入りますが、議事録作成の点から、発言につきましては発言の前に委員名を名乗ってから発言をしていただきますように、委員の皆さん方をお願いを申し上げておきたいと存じます。

では早速、議案第3号、任意合併協議会における申し合わせ事項についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

本日の説明をいたします、事務局長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

本日の会議資料につきましては、右上のほうに資料2と書きました資料で、一連の説明をさせていただきます。

まずこの資料2をお開きいただきますと、1ページでございますが、会次第の4番目の議事の第1番目が議案第3号でございます。今日は議事が5件、会次第の5、提案事項、持ち帰り案件が5件、6の報告事項が10件となっております。この順次、説明をさせていただきます。

なお、本日の案件につきましては、第1回の幹事会で協議を済ませたものでございます。

それでは、ページをお開きいただきまして、4ページをお願いいたします。

議案第3号、10月7日の提案事項の第1号になりますけれども、任意合併協議会において、以下の事項について、申し合わせる。

- 1 合併の方式について
- 2 合併の目標期日について
- 3 新市の名称の決定方法について
- 4 新市の事務所の位置について

これにつきましては、法定協議会におきます協議を円滑にするために、現在の任意協議会の段階におきまして、基本的な4項目について申し合わせを行おうという趣旨のものでございます。

提出日、平成14年11月8日提出、川西薩地区任意合併協議会会長、森卓朗が提出でございます。

なお、以下の議案の提出日と提出者は同様でございます。

議案第3号の説明は、以上でございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。では、これから質疑に入ります。委員の皆様方のご意見をお

願います。

ございませんか。基本4項目につきましては、特別にご意見もないようでございますので議案第3号につきましては、委員の皆様方のご承認をいただいたと存じますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

よろしいということでございますので、承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして、議案第4号、合併の方式についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の5ページでございます。議案第4号、合併の方式に関する申し合わせでございます。

合併の方式については「新設合併」を基本に協議を進めることとする。

前回の協議会では、白紙提案でございましたが、合併の方式として、ご案内のとおり、新設合併いわゆる対等合併と、編入合併いわゆる吸収合併の二通りがあるわけですが、これまでの関係市町村の審議を経ながら、本日は新設合併の文字を入れて提案をいたします。以上でございます。

森卓朗会長

事務局から、議案第4号につきまして、説明を申し上げました。委員の皆様方、何かご意見はございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしという声が聞こえます。お諮りいたします。議案第4号、合併の方式につきましては、新設合併を基本に協議を進めるということでございます。これでご承認いただけますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。委員の皆様方のご承認をいただきました。ありがとうございます。

では引き続きまして、議案第5号、合併の目標期日に関する議題でございます。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の6ページでございます。議案第5号、前回提案の第3号に該当いたしますが、合併の目標期日は、平成16年10月とするということで、前回提案と同じ表記でございます。以上でございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま議案第5号につきまして説明を申し上げましたが、委員の皆様方のご意見は何かございませんか。

(「なし」の声)

ございませんですね。では、議案第5号につきましては、提案のとおりで承認することで異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。議案第5号につきましては、提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして、議案第6号、新市の名称の決定方法についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の7ページでございます。議案第6号、新市の名称の決定方法につきましては、法定協議会設立後、協議会委員から選考委員を選出し、早い時期に公募を行い、公募結果をもとに協議を進めることとするということでございます。前回の提案とは、文字の順番が少し入れ違っておりまして、今回は「法定協議会設立後、早い時期に公募を行い」ということとしましたが、その後の幹事会と課長等の意見等を入れまして、文句を前後入れ替えております。

この内容につきましては、法定協議会に小委員会を設けまして、選考委員となりまして、公募の方法、選考方法、スケジュールなどを協議し、まとめてから法定協議会に提案を行うものです。また、法定協議会で最終的に新市名の候補を一つに絞り込む決定協議は、当然、法定協議会の会議となってまいります。以上で説明を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま議案第6号につきまして、提案の説明を申し上げました。これからご意見をいただきます。何かございませんか。

(「なし」の声)

特別にご意見もないようでございます。お諮りします。新市の名称の決定方法につきましては、ただいまご提案申し上げました方法で決定することによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

異議なしということでございます。提案のとおり承認をされました。ありがとうございました。

では引き続きまして、議案第7号、新市の事務所の位置についてを議題に供します。事務局の説明をお願いします。



田中良二事務局長

それでは、8ページでございます。議案第7号、新市の事務所（本庁）の位置については、新庁舎建設までの間は、川内市神田町3番22号とし、支所、出張所の取り扱いについては、地方自治法第155条に基づき、関係市町村内に置くことを基本に協議を進めることとするというものでございます。

前は、所在地が白紙提案でございましたが、今回は新庁舎建設までの間という文言と、現在の川内市役所の所在地を入れて、提案しております。なお、この本庁の事務所の位置の規定につきましては、平成16年10月の合併時におきまして、本庁の位置を新条例でどのように規定するかということが、基本的なものでございます。

それから、幹事会の議論でも出されましたけれども、新庁舎建設という文言を挿入しておりますけれども、現時点でそれが必要、可能ということではなくて、このことにつきましては、1月からの法定協議会におきまして、新市まちづくり計画の中で必要性、財源的な検討をされて、位置づけられるか否かになるものでございます。以上でございます。

森卓朗会長

ありがとうございました。議案第7号の説明が終わりましたが、これから委員のご意見を求めます。何かご意見ございませんでしょうか。

（「なし」の声）

特別にご意見もないようでございます。これにつきましては、助役会議、幹事会の中でもいろいろご意見をいただいて、それぞれの各構成市町村のご意見をまとめているようでございます。特別にないということでございます。お諮りします。議案第7号につきましては、提案のとおり承認することで異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

異議なしということでございます。提案のとおり、議案第7号については承認をされました。ありがとうございました。

次に提案事項でございます。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、資料の9ページからお願いいたします。ここから提案事項が5件ございますが、本日は概要説明を行いますので、各市町村お持ち帰りの上、内部稟議を経まして、11月18日の第3回協議会での審議をお願いしたいと思っております。

それでは、提案第6号、（仮称）川西薩地区法定合併協議会規約（案）について、説明をいたします。開けていただきまして、10ページでございます。

この法定合併協議会の規約（案）のそもそもの性格でございますけれども、これは現在のスケジュールでは、来月12月議会に、法定協議会に参加意向の市町村の議案となるも

のでございます。ご案内のとおり、この法定合併協議会の規約議案と申しますのは、関係市町村の全ての議会の可決が必要でございます。もし、仮に一つの議会で否決があったとしますと、他の全ての議会が可決したとしても、全て規約は無効となる性格のものでございます。

それでは、条文に従いまして、任意協議会の規約との相違点など、概要について説明申し上げます。

第1条が、設置規定でございまして、川内市、串木野市、樋脇町、入来町、東郷町、祁答院町、里村、上甑村、下甑村、鹿島村は、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置くという規定でございまして、これにつきましては、現在の任意協議会のメンバー、構成市町村の10市町村を列記して提案しております。

それから、第2条が、協議会の名称でございます。なお、以下の条文につきましては、地方自治法第252条の4の骨子の通りでございます。

第3条が、協議会の担任する事務ということで、(1)にございまして、関係市町村の合併に関する協議、(2)にございまして、合併特例法第5条の規定に基づきます新市建設計画、本協議会では、新市まちづくり計画ということで、後ほど説明いたします。ということでございます。なお、(1)に合併に関する事項ということがございますが、ご案内のとおり、合併の是非、可否を含めた議論を行うものでございます。

それから、第4条が、協議会の事務所の位置ということで、川内市神田町3番22号川内市役所内に置くとしております。

それから、第5条が、組織でございまして、協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織いたします。

第6条が、会長及び副会長でございまして、任意協議会と同数ということで、会長及び副会長3名という規定の下で、関係市町村の首長及び議長の協議により、これを選任することと規定しております。それから、会長及び副会長は、非常勤という規定でございまして。

第7条が、委員構成でございまして、(1)が、関係市町村の市町村長の皆様、首長及び助役、(2)が、これも任意協議会と同じでございまして、各市町村の議長さん、それから議長さんが指名された議員の方1名ということでございます。ここは任協と変わっておりません。任協と大きく異なりますのが、(3)関係市町村の長が協議して定めた学識経験を有する者20名以内ということが、新たにここに入ってきております。

それから、2項が、協議会の顧問として、別表の職にある方ということでございまして、これにつきましては、開いていただきまして、12ページでございまして、12ページの末尾のほうに、7条関係の別表がございまして、法定協議会の顧問として、県の地方課長さん、それから合併推進室長さん、川内の総務事務局長さんを顧問にお願いしたいということで、ご提案でございまして。

また、前ページに戻ります。第 8 条以下は、任意協議会の規約と同様でございまして、8 条が、会長及び副会長の職務。

11 ページに入りますと、第 9 条が会議の規定、会長が必要に応じて招集するというところでございます。

それから、第 10 条が、会議の運営でございまして、委員の半数以上の出席が必要ということでございます。

それから、第 11 条が、関係職員等の出席ということで、市町村職員、県職員を出席させることができるという規定でございます。

第 12 条は、任協と同様に、市町村長の調整会を規定いたしました。

それから、第 13 条が、小委員会のことでございますけれども、協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため小委員会を置くことができるという規定でございます。

それから、第 14 条、幹事会及び専門部会、これは任意協議会と同様の規定でございます。

第 15 条が、事務局の規定。

第 16 条が、経費の負担の規定。

第 17 条が、監査、監査委員の規定で、これも任意協議会と同じでございます。

開けていただきまして、12 ページでございます。補則が第 18 条。

それから、最後に附則がございまして、この規約の施行日を規定しますが、本日時点で空白でしておりますけれども、現在、事務局内で検討を進めておりますのが、この規約の施行予定日を、目標日を、平成 14 年 12 月 25 日から施行したいということで、調整中でございます。

なお、この 12 月 25 日から施行いたしますと、川西薩地区の法定協議会は、この日に成立という予定になります。併せまして、12 月 25 日は第 4 回の任意合併協議会の開催日でございます。同日をもちまして任意合併協議会は、当初予定のとおり、解散ということになってまいります。

以上で、法定合併協議会の規約（案）の提案の説明といたします。

なお、13 ページの右のほうで、今ほど申し上げました文章の規約の組織概略図でございまして、左上のほうで、法定合併協議会の組織でございまして、箱の下の方に、学識経験者（20 名以内）が入っておりますので、結果的に 60 名の協議会になってまいります。

それから、監査委員の 2 名の表示を加えましたことと、任意協議会と違いますのは、やや上部のほうに小委員会の規定、それから真ん中へんに、まちづくりプロジェクト会議、それから右のほうに、まちづくりフォーラムの表示がございまして、これにつきましては、このまちづくりフォーラムにつきましては、後の提案事項で説明いたします。

それから、現在までの協議で、部課長級の専門部会が 9 部会、それから一番下の分科会、

補佐以下担当者は、現在、45分科会で調整しております。この枠組みで法定協議会も組織していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

森卓朗会長

提案事項の1番目、議案第6号につきまして、川西薩地区法定合併協議会規約（案）について、ご説明申し上げました。これらにつきましては、またお持ち帰りいただきまして、来る11月18日に開かれます、第3回の川西薩地区任意合併協議会の中で、審議をしていくことになるわけでございます。一応、お目通しをいただいておりますということで、ご説明を申し上げたところであります。

何かご意見ございますか。

はい、今別府委員。

今別府哲矢委員

先ほど、事務局のほうから説明がございましたが、この規約については、12月議会での議案として添付される、極めて重要なものがございますけれども、これらについては、この1条の中で、設置について、それぞれの構成市町村名が明記されております。議案についても、おそらく構成される市町村名を明記して、議案として議決をされる運びになるのかというふうに思うのでありますけれども、そういう関係から言いますと、先ほど説明の中でございましたように、1議会で否決をされれば全てが無効になるという、極めて重要な案件でありますだけに、法定協議会に参加される市町村が、いずれかの時期に態度を明確にして、議案に付す準備をしなければならないというふうに考えますけれども、これらについて、幹事会等、それらについての意見調整、そういうものがどういうふうになっているのか、いつの時点で参加される市町村を取りまとめて明記できるようになるのか、その辺について、説明をしておいていただきたいと、以上であります。

森卓朗会長

今別府委員のほうから、ただいま、第1条関係、構成市町村についてのいろんなご意見が出ました。事務局のほうで説明をお願いします。

田中良二事務局長

法定協議会に参加の意向のある市町村についてのことでございますけれども、当然、この法定協議会への参加意向があることは当然でございますけれども、その組み合わせにつきまして、来月、12月議会で確実に12月25日施行で可決される見込みの市町村ということになります。

ということで、手続き的には来週 11 日月曜日も幹事会がございますけれども、第 3 回の任意協議会が 11 月 18 日でございますので、慌ただし日程でございますが、次回の協議会では明確な意思表示をお願いしたい。議会日程も固まりつつありますし、ある市町村におきましては、議案のぎりぎりの締め切り、あるいは過ぎていているところもございますので、そういうことで、第 3 回、11 月 18 日には、きちっとした統一した見解をお願いしたいというふうに考えております。

森卓朗会長

法定協議会に入っていく団体の検討していただく日にちというのは、迫っているということでございます。少なくとも 11 月 11 日の助役を中心とする幹事会の中で、大筋で決めていただければ、方向を決めていただければ、大変ありがたいと思います。11 月 18 日には、加入するかしないか、これについてのご判断をもって参加をしていただくと、こういうことになるようでございます。

何か他にございませんか。今別府委員さん、よろしゅうございますか。

今別府哲矢委員

はい。

森卓朗会長

はい、副会長さんどうぞ。

黒瀬一郎副会長

副会長の黒瀬でありますけれども、ここから言うのも何でしょうが、次の 18 日に決定をいただくということになっているということでもありますけど、ただ、提案だけを申し上げたいというふうに思います。

と申しますのは、第 6 条の副会長 3 名というふうにありますけれども、任協の時点でもう充分論議も尽くされて、法定協のほうに行くということになっておりますけれども、ここで副会長が 3 名というのを、もう 2 名でいいのではないかなというふうに、私個人、考えましたので、ただ、ご提案だけを申し上げておきたいと思います。お持ち帰りになって、充分、検討していただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

森卓朗会長

今、黒瀬副会長さんのほうから、第 6 条の関係につきまして、お持ち帰りいただき、ご検討いただきたいと。副会長については、3 名を 2 名でいいのではないかとのご提案で

ございますので、お持ち帰りいただき、ご検討いただき、次回に持ってきていただきますようにお願い申し上げます。

他にございませんか。

もう 18 日を過ぎたら、どうにもならないことになるわけですね。この任意から法定に入っていこうということについての結論が出ないところは、もうそのままということになっていくわけですね。

田中良二事務局長

ご案内のとおり、法定協議会の議案と言いますのは、同じ規約、条文で、同一会期中に全て可決ですので、11 月 18 日の第 3 回協議会のスケジュールは、事務的にも外すことはできません。そういうことでございます。

森卓朗会長

お聞きのとおりでございます。それぞれの団体、お持ち帰りいただき、最終的な判断をしていただいて、法定協に入っていくかどうか、ご判断をいただいて、18 日にはしっかりとしたご判断で、ひとつ参加していただきますように、お願い申し上げます。

その前に 11 月 11 日に、助役を中心とする幹事会がございまして、その中でも議論をしていただき、すり合わせをやっていただくということにいたしてはおりますので、よろしくお願い申し上げます。

何かございませんか、他に。

はい、総務事務所長さん。

馬場英俊川内総務事務所長

顧問を仰せつかっております川内総務事務所長でございますが、持ち帰って検討せよということですから、言わなくてもいいことかも知れませんが、私どもの方も 3 名顧問にということでございますが、これもちょっと検討させていただければ、県全体のことがあるというようなことで、検討させていただければと思います。

森卓朗会長

顧問 3 名についての人数の問題ですね。分かりました。事務局いいですね、人数。

はい、鹿島の村長さん、どうぞ。

尾崎嗣徳委員

法定協議会に加入の意思表示をした後、事情の変化があって、これを脱会し得ることができるのかどうか、それをお聞かせ下さい。

森卓朗会長

法定協に参加していて、途中でやむを得ずに脱会しなければならない事態が発生した場合は、それが可能かということですね。

はい、事務局。

田中良二事務局長

法の性格から申し上げますと、できます。しかしながら、その入りました法定協議会の全ての委員の合意がまず必要であります。それから、この新規の法定協設立と同じでございまして、各市町村にその修正議案なりを持ち帰りまして、それにつきましても全法定協構成市町村議会の全ての可決が必要でございます。それから、時期的に16年10月合併目標で、既に23月でございまして、ゆとりのある4、5年前なら、それほどということもありますけれども、現時点でそのようなことになると、市民の期待感、あるいは実務的にも大変な混乱が生じることが予想されます。以上です。

森卓朗会長

お聞きの通り、法的には可能であるけれども、16年10月を合併の目標とするという、その途中でいろいろと脱退のあれがございますという、それぞれのまた議会の議案等で修正をしたりして、いろいろお諮りしなければならないと。大変、事務的には難しいなというふうに感じているということでございます。できないということではないという、法的にはできるということであるようです。

尾崎嗣徳委員

はい、わかりました。

森卓朗会長

はい、下甌の江口委員さん。

江口是彦委員

下甌の江口です。念のために確認だけしておきたいと思います。

18日はもう幹事会等で調整する余裕はないんですね。18日、一応、ここで総意で、いわゆる締め切りと言うか、確認というふうに認識してよろしいわけですね。

森卓朗会長

はい、事務局。

田中良二事務局長

はい、そのとおりでございます。

江口是彦委員

はい、わかりました。

森卓朗会長

他にございませんか。質問も尽きたようでございます。

提案第6号につきましては、ただいまたくさんご意見が出ましたけれども、また、お持ち帰りいただきまして、ご検討の上、次回にご参加いただきますように、お願いをいたします。

では引き続きまして、提案第7号、(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成14年度事業計画(案)について、関連もございまして、提案第8号、(仮称)川西薩地区法定合併協議会平成14年度歳入歳出予算(案)についてを提案し、ご説明を申し上げます。

田中良二事務局長

それでは、提案第7号と8号でございますが、14ページをお願いいたします。一括説明いたします。

本件につきましては、法定協議会で正式決定の案件でございますが、任意協議会としては、案としての協議、承認という形になります。

それでは、まず法定合併協議会の平成14年度の事業計画(案)について説明いたします。15ページをお願いいたします。概要だけ説明申し上げます。

14年度は、1、2、3月の3ヶ月間でございまして、協議会会議といたしましては、月1回ずつ開催予定でございます。

まず第1回会議を1月14日に予定しておりますが、1番目でございますように、規約の確認ということで、12月25日に規約が施行予定となりますと、第1回会議では確認のみということと、それから委員の委嘱状の交付、それから がございまして、新市名称候補選定の小委員会の設置を行います。

それから、その他業務の1月の右下のほうに、同じく がございまして、新市名称の小委員会の開催を予定しております。

2月につきましては、新市名称公募方法等の承認をいただきまして、決まった方法で公募が開始されてまいります。

2月のその他業務の右下の2段目のほうに、各種団体への説明という項を作っておりますが、各種公共的団体も自治体合併と併せまして、合併の努力規定がございまして、法定協の進捗状況やら、努力規定の説明を行いたいと考えております。



3月には、平成15年度の事業計画と予算案を提案いたします。

それから、3月の右の項目では、いわゆる4,000項目と言われます事務事業の一元化のすり合わせに着手してまいります。

それから、次のページをお願いいたします。ただいまの3ヶ月間の事業執行に要する予算が、提案第8号でございます。

17ページをお願いいたします。

歳入といたしましては、2,359万8,000円を想定しておりまして、17ページの下にございますように、10市町村で世帯割、均等割で按分して、負担金額を算出しているところでございます。

開けていただきまして、18ページでございます。

歳出の1月から3月分の3ヶ月分でございますが、大きな骨子といたしましては、任意合併協議会と変わっておりません。少し変わっておりますのが、右の説明欄のところでございますように、一番上に協議会委員の報酬ということで、学識経験者、法定協の学識経験者の方の報酬等の措置。それから、説明の真ん中へんにございますが、新市名称選定小委員会の委員の報酬など、このような新しい項目に対します支出が出てきております。

以上をもちまして、事業計画と予算案の説明といたします。

森卓朗会長

ただいま、提案の7号と8号につきまして、ご説明を申し上げました。お持ち帰りいただきまして、ご検討いただき、次回に協議をしていただきたいと存じます。

引き続きまして、提案第9号並びに提案第10号、事務事業一元化調整方針（案）について、新市まちづくり計画の策定方針（案）についてを、一括して説明して下さい。

田中良二事務局長

それでは、資料の19ページでございます。提案第9号が、事務事業一元化の調整方針（案）でございます。

本件につきましても、1月からの法定協からの審議事項で、任協といたしましては、案としての審議、承認となります。

開けていただきまして、20ページからでございます。

先進例で4,000項目と言われる事務事業の一元化の調整方針で、先進例を参考に、このように調整の目的から書いております。ご案内のとおり、調整の目的の2段目にございますように、2市4町4村、行政サービスの負担水準はほとんど異なっております。仮に合併するとした場合は、当然、これを新しい市の行政サービスや負担の水準の統一が必要でございまして、その調整を行うものでございます。

2の基本的な事項につきましては、後ほど図で説明いたします。

21 ページが、事務事業の調整方針ということでございまして、括弧書きでございますが、(1)にございます、右端のほうをご覧ください。一体性の確保の原則ということでございまして、下から2段目にございますように、合併によりまして、住民生活に混乱をきたさないように、速やかな一体性の確保ということ。

(2)が、住民福祉向上の原則ということで、これも2段目にございますように、必要なサービス水準の低下をさせることなくというようなこと。

(3)が、負担公平の原則でございまして、住民に不公平感を与えないような調整。

(4)が、健全な財政運営の原則。

(5)が、行政改革推進の原則ということで、現在、取り組まれておりますけれども、「スクラップアンドビルド」の視点ということを掲げております。

(6)が、適正規模準拠の原則ということで、類似団体等を参考にしながら、調整を行います。

(7)が、公共的団体の統一ということで、来年の説明会のことを事業計画に入れております。

開けていただきまして、22 ページでございます。

4,000 項目と言われます、この事務をどのようにすり合わせていくかということで、先進例を参考にしまして、22 ページの下に模式図がございまして、基本的な区分ということでございまして、関係市町村が実施している全ての事務事業につきまして、現行どおり、一元化、廃止というような大区分。現行どおり存続させるか、合併時に一元化を行うか、合併後に行うのか、あるいは、思い切って合併の協議によって廃止するのか、その廃止の時期は合併時にするのか、合併後の協議にするのか、経過措置等を含めまして、このようなのを全職員体制で調整を図ってまいります。

続きまして、提案第10号が、新市まちづくり計画の策定方針の案でございます。

これにつきましては、合併特例法の法定事項でございまして、23 ページの参考、市町村の合併の特例に関する法律、いわゆる合併特例法の規定を記しております。

第5条にございますように、1番目に、この計画におきましては、合併市町村の建設の基本方針、2が、市町村事業、県事業の建設の根幹となるべき事業、3番目が、公共施設の統合整備に関する事項、4番目が合併市町村の財政計画ということでございます。

このような骨子で、本地区も法定協になりましたら、計画づくりを進めてまいります。

開けていただきまして、24 ページでございます。

この新市まちづくり計画の策定方針でございますけれども、1の計画の趣旨でございますが、下から2段目にございますように、2市4町4村の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と新市全体の均衡ある発展を図るという趣旨の下に策定してまいります。

2番目が、計画の構成でございますが、この計画は、基本方針、次が基本計画、実施計画、公共施設の統合整備、財政計画を中心として構成いたします。なお、実施計画という

言葉がございますが、いわゆる合併特例債の活用をする事業は、この実施計画として登載することが必要でございます。

3番目が、計画の期間でございます。先進例を参考に、概ね10年程度の期間としたいということでございます。

4番目が、計画の内容を、各々基本方針ごとに書いております。

それから、25ページが、このような計画を1月以降、どのような体制で作っていくかという策定体制の案でございます。25ページの下の組織イメージをお願いいたします。

まず、組織イメージの真ん中の右のほうに、まちづくりフォーラム（10市町村の住民）ということがございますが、民意の反映ということで、法定協の構成市町村から住民代表の方の基本構想への提言をいただきまして、真ん中の箱にございますように、係長級のワーキンググループから、まちづくりプロジェクト会議、課長級を経まして、右の専門部会、それから、助役さん方の幹事会、それから、トップの協議会へということで、組織的にはボトムアップで進めてまいります。

それから、(5)が新市まちづくり計画の策定手順で、今ほど申し上げましたのを左のほうから書いておりますが、市民の方から構想の提言をいただきながら、最終的には計画案の審議・決定は法定協議会でされるものでございます。

以上が、説明といたします。よろしく申し上げます。

森卓朗会長

提案第9号、事務事業一元化調整方針（案）、提案第10号、新市まちづくり計画の策定方針（案）について、一括してご説明申し上げました。なお、失礼いたしました。提案第7号、第8号の関係等も含めまして、質問を受けておりませんので、何かございましたら、ご質問、あるいはご意見を出していただきたいと存じます。いずれにいたしましても、お持ち帰りいただき、18日に正式には審議をすることになるものであります。

ございませんか。

はい、今別府委員さん。

今別府哲矢委員

川内の今別府でございますが、新市まちづくり計画の策定された後の取り扱いについてでありますけれども、これらについては、それぞれの市町村が、総合計画については基本構想の議決要件になっておりますけれども、これらについては、議決要件となるのかならないのか、その辺の取り扱いについて、お尋ねしておきたいと思っております。

森卓朗会長

はい、事務局。

田中良二事務局長

この新市まちづくり計画の性格のことですが、まず整理の仕方といたしまして、24 ページの一番下をお願いしたいのですが、この新市まちづくり計画の策定の手前といたしまして、現在、関係市町村が持っております基本構想の趣旨、流れを踏まえるということが前段にございます。

それから、新市まちづくり計画は、法定合併協議会で策定いたしますので、現在の流れでありますと、それらを含めまして、16 年度の頭の時に、法定協議会の構成市町村長さんの合併協定の調印、新市計画の趣旨を含む合併協定の調印と、それから市議会の議決ということに関連してまいります。

それから、新市におきます基本構想は、新たにこの法定協で作りました新市まちづくり計画の趣旨、内容を踏まえまして、新市長、新議会の下で議決事件として策定されるものでございます。

森卓朗会長

よろしゅうございますか。最終的には、新しい市の中で議決をいただくと、こういうことになると。それ事前の段階では、合併調印式、この中でも一応全部、議会の議決を経なければならぬと、総合的に、事前の。最終的には、新しい市の中で、新総合計画の中の議決をいただくと、こういうことになるわけですね。よろしゅうございますか。

(「はい」の声)

ではまた、次の事項に入ってまいりたいと存じます。

報告事項ということでございまして、1 から 10 まででございます。一括して事務局のほうから、報告事項の説明をしていただきたいと思います。事務局の説明をお願いします。

田中良二事務局長

それでは、報告事項に入ります。26 ページでございます。

報告事項の 1 点目につきましては、( 1 ) が合併重点支援地域の指定ということで、冒頭の森会長のご挨拶のとおりでございます。なお、27 ページに、川内総務事務所長さんを本部長とした組織図が書いてございます。

微修正でございますけど、農業改良普及センターの長となっておりますが、所長さんというのが正しい表記で、所という文字の挿入をお願いいたします。

それから、28 ページが、( 2 ) 現在の任協の事務の進捗状況でございまして、28 ページの左の項目にございますように、協議会だよりの作成、ホームページの作成、議事録の作成が順調に進捗しております。

それから、合併講演会を 12 月 15 日の日曜日でございますが、ここ同じ「さのさ」で開催いたしまして、いろいろ講師選定も吟味しまして、篠山市のまちづくり推進課長さんを

講師として予定しております。

それから、事務一元化調整も進んでおりまして、参考までに報告いたしますけれども、( 2 )で事務事業の大分類を行いました時点で、977 件ございました。それから( 4 )、一週間後ですけど、1,973 件になっております。それから現在、( 6 )の各市町村におきまして、現況調査の入力を実施中でございますが、現時点で 2,483 件に拡大しておりまして、いわゆる事務項目 3,000 件、4,000 件というのは、時間の問題だと考えております。

それから、新市まちづくり計画のところでございますが、列記の通り、4 つのプロジェクトチームを運営開始しております。それから、( 2 )に新市将来構想のアンケート調査ということでございまして、現在、アンケートの項目の吟味をしております。念のために報告申し上げますが、このアンケート内容は、合併協議の市町村の組み合わせの中身を云々ではなくて、現在の市町村の住みやすさとか、新しい市の政策力点についての住民の期待などを幅広く聞くものでございます。11 月中に、5 万世帯の中から 5,600 世帯と自治会の代表者の方、約 80 名ぐらい今報告がありますけれども、11 月中に協議しながらアンケートを送りたいと思います。それから、前回、公共施設の施設研修を提案したのですが、委員の皆様のご共通の日程が調整がつかせずに、今回は見送りとしております。

あと 29 ページから事務的な規程のことございまして、後ほどお目通しをいただきたいと思いますが、項目だけは確認的にとおります。29 ページが、現在の任意合併協議会の市町村長の調整会の規程を定めております。

開けていただきまして、30 ページが、助役さん方の幹事会の規程ということで、31 ページに任協の幹事会の県のオブザーバーとして、2 名の方をお願いしております。それから、前回の幹事会で幹事長として川内市の岩切助役、副幹事長として串木野市の上酔尾助役が副幹事長として決定されております。

32 - 1 ページをお願いいたします。これが専門部会の規程でございまして、折り込みの広い紙がありますが、関連で説明いたします。

この別表は専門部会の表でございまして、左が総務部会から議会・監査部会、いわゆる 9 門部会でございます。それから、構成市町村が川内市から、右端のほうは本地区内の 8 つの一部事務組合の部長級、課長級全て入っております。この事務一元化のためには、9 専門部会で、管理職だけで延べ 251 名になっております。なお、この下には当然、分科会がございまして、職員数は、一部事務組合を含めると、約 1,700 名が先月からこういった事務調整に入っているということを報告いたします。

開けていただきまして、33 ページが、分科会規程、それから 35 ページが、我々の任協の事務局の規程、それから 39 ページが、委員等の報酬及び費用弁償に関する規程、それから 40 ページが、財務規程、それから 42 ページが、会議録の閲覧に関する要綱ということでございます。

なお、先月の会議の議事録も送付いたしますので、各市町村におきます取り扱いは、各

市町村の文書規程、情報公開の取り扱いに準じて、閲覧等の取り扱いをお願いしたいと考えております。

以上で報告事項を終わります。

森卓朗会長

ありがとうございました。ただいま 10 項目に渡る報告事項をご説明を申し上げました。総括的に何か委員の皆様方のご意見、ご質問ございませんでしょうか。

特別にないようでございます。お持ち帰りいただき、また、お目通しを賜りたいと存じます。

次に、その他、次回協議会の開催についての日程等について、お伺いします。

はい、事務局。

田中良二事務局長

それでは、その他事項の 1 点目でございますが、次回会議の開催日程は、資料 2 の一番最後のページ、44 ページをお願いいたします。

9 月、10 月から調整のとおり、今後の任意合併協議会の開催日程は、第 3 回協議会が 11 月 18 日、先ほど出ました法定協議会規約案の承認の日でございます。それから、第 4 回協議会が 12 月 25 日ということで、当初予定どおり、この日をもって任意協議会解散、併せて関係市町村の可決を想定しまして、法定協議会の施行の日としたいというふうに考えております。

それから、参考といたしまして、法定協議会、1 月から 3 月までの会議日程案を提示しております。日程については以上でございます。

森卓朗会長

今、日程の関係、その他でご説明申し上げましたが、日程を含めまして、その他全般的に委員の皆さん方から何かご意見ご質問はございませんか。

特別にないようでございます。

はい、事務局。

田中良二事務局長

委員の皆様から特にないようございますが、あと 1 点だけ、事務局のほうから報告申し上げます。

前回の第 1 回の協議会の中で、傍聴者の数が多かった場合の市町村枠の人数を決めての抽選、くじ引きのという検討指示がございまして、事務局で検討いたしました。ある陳情案件につきまして、例えば、賛成、反対、中立と、この枠で議会の傍聴の数を定めた例は

ございましたけれども、この枠を設けること自体への市民のクレーム、あるいはこの合併協議会、各市町村、毎回どれくらい出席されるかというのは非常につかみにくいということで、結論といたしましては、住民の傍聴の機会均等の観点からも、会議運営規程のとおり、定員を超える場合は、可能な限り席は増やしますが、それを超えた場合は、規定どおりくじ引きで傍聴者を決定するというので、事務的には決定しましたので、報告いたします。以上で終わります。

森卓朗会長

ご了承いただきたいと存じます。

何か、その他皆様方からございませんか。

(「なし」の声)

本日の提案された諸議題につきましては、皆様方のご協力によりまして、無事、審議を終えることができました。当初の説明の中にもございましたとおり、来る11月18日におきましては、合併の方式、あるいは合併の期日、新市の名称の決定方法、新市の事務所の位置について、また、その他、法定協議会に入っていく、参加していくことにつきましての重要な項目を決定していただく期日となります。

先ほども事務方のほうから説明がございましたとおり、すでに2,900項目に渡る事務事業の分類作業を夜中の3時までかかって、職員が頑張っているようでございます。したがって、まだ4,000項目以上になるということでございます。法定協に入りまして、いろいろとまた削除、あるいは挿入ということのないように対処していかなければ、大変な難しい手続きを経なければならぬということになるようでございますので、ひとつ11月18日には、もう法定協に参加したら、途中でリタイアということはないんだというように強い決断を持って、ひとつ参加をしていただきますように、もし支障があるようでしたら、11月18日に遠慮なく申し出ていただきまして、そしてまた、それぞれの市町村でいい方法を考えていただくように、お願いを申し上げておきたいと存じます。

これまで、任意の協議会の中で、あるいはそれ以前の会議の中で、いろいろと苦労してまいりました2市4町4村であります。どうか皆様方がそれぞれのご判断で、11月18日は素晴らしい結果が出てくるように期待をいたすものでございます。

とりあえず、これで座長の役目を終わらせていただきまして、事務局のほうに引き継ぎをいたしたいと存じます。ご協力ありがとうございました。

司会者(南竹一敏事務局次長)

ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、川西薩地区任意合併協議会第2回会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

## 会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

川西薩地区任意合併協議会会長